3　保護観察所の長は、仮釈放中の保護観察付一部猶予者について、猶予期間中の保護観察における特別遵守事項を定め、又は変更すべき事情が生じたと認めるときは、定めるべき又は変更すべき特別遵守事項の内容を書面により示すとともに、必要な資料を提示して、法第五十二条第四項後段に規定する申出をするものとする。

第五十一条第一項中「第五十二条第四項」を「第五十二条第五項」に改め、同条第二項中「第五十二条第五項」を「第五十二条第六項」に改める。

第五十二条第一項中「。」の下に「若しくは同条第四項」を加え、同条第三項中「第二項」の下に「又は同条第四項」を、「決定」の下に「（保護観察所の長の申出による場合に限る。）」を加え、同条に次の一項を加える。

7　第五十条の二第一項の規定は、法第五十三条第四項の規定により刑法第二十七条の二の規定による猶予の期間の開始までの間に特別遵守事項を取り消す場合について、第五十条の二第二項の規定は、刑法第二十七条の二の規定による猶予の期間の開始までの間に保護観察付一部猶予者につき定められている猶予期間中の保護観察における特別遵守事項を取り消すべき事情が生じたと認める場合について、それぞれ準用する。

第三章第一節中第九款の次に次の一款を加える。

第十款　規制薬物等に対する依存がある保護観察対象者に関する特則

（関係機関等との緊密な連携の確保）

第七十六条の二　保護観察所の長は、規制薬物等に対する依存がある保護観察対象者に対する保護観察を実施するに当たっては、第四十二条の実施計画において、その依存の改善に資する医療又は援助を行う病院、公共の衛生福祉に関する機関その他の者との緊密な連携に関する事項を定めるものとする。

（保護観察対象者の意思に反しないことの確認）

第七十六条の三　法第六十五条の三第二項の保護観察対象者の意思に反しないことの確認は、当該保護観察対象者に対し、とろうとする措置の目的及び内容を書面の交付その他の適当な方法により示した上で、行うものとする。

第八十三条第三項第二号及び第八十四条第二項中「第五十条」を「第五十条第一項」に改める。

第九十二条に次の一項を加える。

2　前項の申出に係る刑の一部について執行猶予の言渡しがあるときは、前項各号に掲げる事項のほか、その刑のうち執行を猶予された部分の期間並びに猶予の期間及び当該猶予の期間中の保護観察の有無を記載するものとする。

第九十七条第一項中「第五十条第四号」を「第五十条第一項第四号」に改める。

第三章第五節中第百条の前に次の一条を加える。

（住居の特定の基準等）

第九十九条の二　法第七十八条の二第一項の決定は、法第八十二条第一項の規定による調整の結果に係る住居について、その生活環境及び保護観察付一部猶予者の心身の状況等を考慮し、釈放後当該住居に居住することによってその者の改善更生が妨げられるおそれがないと認められるときにするものとする。

2　刑事施設若しくは少年院の長又は保護観察所の長は、法第七十八条の二第一項の決定を受けた保護観察付一部猶予者について、刑法第二十七条の二の規定による猶予の期間の開始までの間に、法第七十八条の二第二項に規定する事情が生じたと認めるときは、速やかに、当該決定をした地方委員会に対し、その旨及びその内容を通知しなければならない。

3　保護観察所の長は、法第七十八条の二第一項の決定を受けた仮釈放中の保護観察付一部猶予者について、同条第二項に規定する事情が生じたと認めるときは、速やかに、当該保護観察所の所在地を管轄する地方委員会に対し、当該特定を取り消すべき旨の申出を行うものとする。

4　地方委員会は、前項に規定する保護観察付一部猶予者について、同項の申出によらず法第七十八条の二第二項の規定による取消しをしようとするときは、あらかじめ、保護観察所の長の意見を聴かなければならない。

第百条中「保護観察の実施状況等を考慮し、当該遵守事項を遵守しなかったことの情状が重いと認める」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める」に改め、同条に次の各号を加える。

一　刑法第二十六条の二第二号の規定による取消し　保護観察の実施状況等を考慮し、遵守事項を遵守しなかったことの情状が重いと認めるとき。

二　刑法第二十七条の五第二号の規定による取消し　遵守事項を遵守しなかったことの情状、保護観察の実施状況等を考慮し、その改善更生のために保護観察を継続することが相当であると認められる特別の事情がないとき。

第百一条第二号中「第一項」の下に「若しくは第二十七条の三第一項又は薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律第四条第一項」を加え、同条第三号中「及び刑期」を「、刑期（一部猶予者にあっては、その刑のうち執行を猶予された部分の期間を含む。）及び前号に掲げる保護観察が付された猶予の期間」に改める。

第百五条第一項中「第二項」の下に「又は第二十七条の三第二項（薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律第四条第二項において準用する場合を含む。）」を加える。

第百十条第一項中「限り」の下に「、第九十九条の二第三項」を、「第五十二条第二項」及び「第五十三条第二項」の下に「及び第四項後段」を加え、同条第二項中「第五十二条第二項」及び「第五十三条第二項」の下に「及び第四項」を、「第七十八条の二第一項及び第二項」を加える。

第百十一条及び第百十二条中「第八十二条」を「第八十二条第一項」に改める。

第百十三条の次に次の一条を加える。

（生活環境の調整のための地方委員会による調査）

第百十三条の二　第十七条の規定は、法第八十二条第三項の規定による調査について準用する。この場合において、第十七条第二項中「仮釈放等の審理を開始するか否かを判断するために」とあるのは、「生活環境の調整を行うために」と読み替えるものとする。

附則第二条第四項の表中「第五十条第五号」を「第五十条第一項第五号」に、「適用される法第五十条第一項」に、「第五十条第四号」を「第五十条第一項第四号」に、

第百一項	法第七十一条
第百二項	法第七十四条第一項

を

第百十条第一項	法第五十二条第二項、法第五十三条第二項、法第七十一条	法第五十二条第二項及び第四項、法第五十三条第二項及び第四項、法第七十四条第一項
第百十条第二項	法第五十二条第二項及び第四項、法第五十三条第二項及び第四項、法第七十四条第一項	法第七十八条の二第一項及び第二項、法第八十一条

に改める。